南富良野町の奨学金返還支援の取組

返還支援型

南富良野町について

南富良野町は、北海道のほぼ中央に位置している人口約2,300人の町です。空知川や「かなやま湖」など自然が豊かで、アウトドアアクティビティがとても人気です。

南富良野町は次のような支援や事業を実施しています。

ーoーoーoーoーoーoーoーoーoーoーoーoーoーoーoーoーoーoーoーoーo

〇移住・定住者への支援

・奨学金返還支援制度（詳細は右欄参照）
・民間賃貸住宅家賃助成制度
・転居費用助成制度

〇子育て支援

・０歳から大学生（22歳）までの医療費を無料化

〇福祉事業

・福祉施設が充実
　⇒人口の約２割が福祉事業に関わる職員と利用者です。

〇観光事業

・宿泊施設の充実
・道の駅の整備
　令和4年 アウトドアショップ「モンベル」オープン
　令和6年 北海道内最大級の大型遊具のある公園がオープン
　令和7年 道の駅物産センターリニューアルオープン

ーoーoーoーoーoーoーoーoーoーoーoーoーoーoーoーoーoーoーoーoーo

今後の町の発展に向けて一人でも多くの方に移住・定住していただきたく、住みやすい町を目指しています。

奨学金返還支援制度を実施していますので、南富良野町で働くことをぜひご検討ください！

奨学金返還支援制度について

南富良野町内に新規就労する方に奨学金返還の支援をいたします。

対象者

次の条件をすべて満たす方

(1) 奨学金の貸与を受けて大学、短期大学、大学院、高等専門学校、高等学校（本科別科・専攻科）、中等教育学校（後期課程）、専修学校（専門課程・高等課程（高等専修学校））、特別支援学校高等部（本科・別科・専攻科）を卒業した

(2) 令和６年４月１日以降、新規就労で次のいずれかに該当する[居住要件]
　・南富良野町へ転入した
　・すでに居住している

(3) 令和６年４月１日以降、次のいずれかに該当する[就業要件]
　・南富良野町内の事業所等に就業している（被雇用保険者であること）
　・個人で農業その他事業を営んでいる 又は 事業専従者である

(4) 奨学金の返還や町税等に**滞納がない**

(5) 年齢が**35歳未満**である

助成金額および助成期間

奨学金の返還額（年間**24万円**上限）を**最長10年間**支援いたします。
※年度ごとに申請が必要になります。

申請受付期間

令和７年４月１日（火）～令和８年３月３１日（火）
※その後に就労する方については、随時、受付します。

ホームページ

https://shorturl.asia/oHBP6

お問い合わせ先

南富良野町役場　企画課企画振興係
電話：0167-52-2115　FAX：0167-52-2225
E-mail：kikaku@town.minamifurano.hokkaido.jp